

令和3年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
 報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
 報告第 2号 令和2年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
 報告第 3号 令和2年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）について
日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
日程第 7 議案第25号 押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 8 議案第26号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第27号 氷川町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第28号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第29号 氷川町地区公園条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第30号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西 尾 正 剛	2番 木 下 厚
3番 河 口 涼 一	4番 清 田 一 敏
5番 長 尾 憲二郎	6番 吉 川 義 雄
7番 上 田 俊 孝	8番 三 浦 賢 治

9番 上田 健一
11番 片山 裕治

10番 松田 達之
12番 米村 洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山 早苗 書 記 小田 尊之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太田 篤 洋	総 務 課 長	濤岡 美智代
企画財政課長	増 永 光 幸	税 務 課 長	岩本 博 美
町 民 課 長	尾村 幸 俊	福 祉 課 長	山本 昭 義
農業振興課長	増 住 豪 二	農 地 課 長	前崎 誠
建設下水道課長	星 田 達 也	地域振興課長	村上 孝 治
会 計 管 理 者	橋 本 智 明	学校教育課長	西 田 美 子
生涯学習課長	荒 平 健 二	代表監査委員	島 田 博 行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第3回氷川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、河口涼一君、4番、清田一敏君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月11日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月現金出納検査が実施され、報告書が提出されていますので報告します。

次に、八代広域行政事務組合議会令和3年2月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和3年第1回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録等は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

報告第1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

報告第2号 令和2年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

- 報告第 3号 令和2年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 議案第25号 押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第26号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第27号 氷川町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第28号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第29号 氷川町地区公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第30号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第4、報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告についてから、日程第13、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

若鮎踊る初夏の季節を迎えておりますが、皆さま方には日々ご活躍のこととお慶びを申し上げます。

本日は令和3年第3回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さま方には公私ともに大変お忙しい中、お繰り合わせ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より町政運営にあたりまして、格段のご理解とご支援をいただいております。心より感謝とお礼を申し上げます。

去る5月11日に開催をいたしました、八代地区選出の県議会議員の先生方を交えた意見交換会につきましては、それぞれ貴重なご意見とご提案をいただくとともに、県議の皆さま方もさっそく、県南振興局等へ意見・具申をいただいたというふうに関き及んでおまして、大変有意義な意見交換会であったというふうに感じております。今後とも相互に情報を共有しながら、課題解決に向け取り組んでいければというふうと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、1日当たりの新規感染者数は減少しているものの、新たな変異型ウイルスが拡大しておまして、予断を許さない状況が続いております。熊本県におきましても、まん延防止等重点措置を発令中であり、

飲食店等の営業時間短縮や不要不急の外出自粛が求められております。今後とも危機感と緊張感を持って生活をするとともに、冷え込んだ地域経済の活性化に向けた取り組みが急務と考えております。

新型コロナウイルス感染症関連対策につきましては、まず感染予防ワクチン接種につきまして、町内の高齢者施設入所者及び職員の2回目の接種が6月4日に完了をいたしました。一般の高齢者の接種も一部の医療機関で5月24日から実施されておりまして、健康センターにおける集団接種も11日から開始予定であります。

氷川町元気ががんばる券、町民一人5,000円の商品券の発行につきましては、7月1日からの利用開始に向け、先週金曜日6月4日に郵便局のほうへそれぞれ送致をいたしました。これから約2週間程度で、それぞれのご家庭に届くものというふうに思っております、しっかりご活用いただければなというふうに考えております。

個人住宅用感染予防機械器具の補助事業につきましても活用されておりまして、5月末現在で購入台数141台、補助金額849万8,000円、事業費総額では1,124万円の実績でありまして、家庭内の感染予防と町内業者の販売促進に役立っているものというふうに思っております。

まん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮支援金につきましては、県が窓口となって支給をされることになっております。県と連携して支援をしております。

ひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、児童一人あたり一律5万円を支給するもので、児童扶養手当受給者111名には5月11日に振り込みを完了いたしました。児童扶養手当未受給者等につきましては、随時申請を受け付けているところであります。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、今後システムの改修を行い、対象者の把握と早期に支給ができるよう準備を進めており、関連予算を本定例会に提案をしているところであります。

さて、本町を含む九州北部地方は、平年より20日早く梅雨入りをいたしました。これから本格的な雨期を迎え、水害及び土砂災害等につきましては警戒を怠らず、留意をするとともに、大きな災害が発生しないことを祈っているところであります。

本町の防災関連対策につきましては、まず警戒レベルの見直しを行ったところであります。従来、避難勧告と避難指示が一つのレベルにございました。これを一本化いたしまして、避難指示という警戒を發表することといたします。また、避難準備を廃止し高齢者等避難ということで、これも一本化されたところであります。今後ともより分かりやすい情報をしっかりと町民の皆さま方にお届けできればなというふうに思っておりますし、早め早めの避難をぜひこれからも呼びかけていきたい

というふうになっているところでもあります。

地区防災計画につきましては、町内の39地区全てで見直しが行われております。令和3年度の見直しは全て完了いたしておまして、今後、計画に沿った地区ごとの訓練を実施していただくよう、区長会議及び消防団幹部会議で依頼をしたところでもあります。

自然災害に対応する緊急避難所、防災公園の整備を計画的に進めております。昨年度末、野津防災公園が供用開始いたしました。本年度、現在、宮原防災公園の整備を進めておまして、7月下旬頃に供用開始を予定いたしております。

防災行政無線整備事業において、各世帯への戸別受信機の設置が完了しております。しっかりと活用し、先ほど言いました、それぞれ必要な情報を適時・適切に、情報を提供していきたいというふうに考えております。

総合防災マップを作成し、全世帯へ4月に配布したところでもあります。これまでハザードマップ、あるいはそれぞれの計画が別々の冊子になっておりましたけども、それを一本化したところでもあります。ぜひ日頃から、このマップに目を通していただきまして、いざというときの対応を抜かりなく、準備を進めていただければというふうに思っております。

災害を未然に、または最小限に防ぐためには自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守るという意識の下、常に危機管理意識を持つことが必要であります。併せて、有事の際の迅速、的確な対応が最も重要でありまして、そのことが安心・安全の暮らしにつながるというふうに考えております。今後とも危機管理体制を強化するとともに、各地区の自主防災組織の活動支援を継続して行ってまいります。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告3件、承認2件、条例の制定及び一部改正5件、令和3年度氷川町一般会計補正予算1件、諮問1件でございます。

報告第1号は、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、報告第2号は、令和2年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について、報告第3号は、令和2年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）でありまして、この後、各課長より報告をさせます。

承認第2号は、専決処分した令和2年度一般会計補正予算（第13号）について、報告し承認を求めるものであります。

承認第3号は、専決処分した氷川町税条例の一部を改正する条例について、報告し承認を求めるものであります。

議案第25号は、行政手続きの見直しに伴い、申請書類等への押印を廃止するた

め、押印廃止に伴う各関係条例の整備に関する条例を制定するものであります。

議案第26号は、町が管理する公園に新たに整備した宮原防災公園を追加するため、氷川町公園の条例の一部を改正するものでございます。

議案第27号は、災害対策基本法の一部改正に伴い、氷川町災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

議案第28号は、新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、氷川町介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第29号は、下宮はまどん公園から宮原防災公園へ移管することに伴い、氷川町地区公園条例の一部を改正するものでございます。

議案第30号は、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億5,414万1,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ66億5,711万3,000円とするものであります。歳入の主な予算として国庫支出金8,568万円、繰越金2,240万4,000円、町債4,340万円で、歳出の主な予算は土木費1億1,960万円で、主な内容は道路新設改良費であります。民生費1,284万9,000円、主な内容は子育て世帯生活支援特別給付金関連でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから、報告第1号から順次、詳細説明を求めます。

農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） 報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について別紙のとおりご報告いたします。

まず、事業年度であります令和2年度、営業計画の結果からご報告いたします。

資料の2ページをご覧ください。

直売所の①につきましては、高齢の出荷者4名が退会された一方で、新規に入会された方が6名ありました。売れ行き具合に応じて売場の整理、前出しを行い、売れ残りの削減をすることで、出荷力の向上に努めました。

②につきましては、市場などからの仕入れ商品の削減に取り組み、いちご、トマトを中心にJAやつしろルートの商品の取り扱いを始めました。

④につきましては、町の農産物PR販売促進事業に取り組み、テレビCMの強化、

若手農業者を紹介した特別番組の放映など、メディアでの露出を増やすことで集客力の向上に努めました。また、ホームページや各種ECサイトの利用を積極的に進め、ネット販売、通販を拡充しました。

資料の3ページをご覧ください。

農家レストランの①につきましては、生産者の出荷物を優先、積極的に活用しています。また、当日、使用する農産物名、生産者名などの生産者情報を店頭に表示し、お客様の信頼性の向上に努めました。

②につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、厨房内外の消毒の徹底、座席数の制限によるソーシャルディスタンスの確保など、対策を徹底しましてお客様の安心・安全を第一とした営業に努めました。

おやつ工房の①につきましては、もち米を使ったもち米アイス、旬の果物を使用した季節のフルーツサンドを新規に開発しました。

資料の4ページをご覧ください。特産品加工事業の①につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により県内外の移動が制限され、積極的、対外的な営業活動ができない状況にありました。直売所や近隣の取引先での直接販売やインターネットによるリモート営業を続けてまいりましたが、県南フードバレー事業関連企業との商談など、新たな取り組みによりまして新規の取引先の確保に繋がりました。

また、加工品におきましても農産物同様、ホームページやECサイトの活用を積極的に進めていまして、晩白柚もなかや晩白柚ジュレが人気商品になっています。

続きまして、当期の収支をご報告いたします。7ページの損益計算書をご覧ください。

金額欄の数値をご覧ください。上から2段目の数字が売上高合計になりますが、1億8,809万2,350円に対して、在庫や経費を引いたものが上から10段目の営業損失金額728万447円になります。この額に営業外の収益や費用を加減したものが下から4段目の経常損失金額605万3,452円になります。この額に法人税等を差し引いて当期純損失金額は、一番下の623万6,322円となっております。

次に、6ページの貸借対照表をご覧ください。

右下、純資産の部で、前期までの繰越利益に当期純損失623万6,322円を加えまして、下から7番目の数字になりますが、利益余剰金は3,336万6,870円となっております。よって純資産は資本金と合わせ、下から2段目の5,486万6,870円を保有しております。

最後に、9ページをご覧ください。

これは決算をまとめたもので、売上と販売費及び一般管理費を項目別に計上して

おります。なお、1,000円以下は省略いたします。

売上に関しまして上の表になります。前年との比較で主なものは、直売所で前年比伸び率が95.1パーセント、1億1,596万円となりました。これは新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、巣ごもり需要の高まりにより、日常使いの農産物の販売は堅調に推移しましたが、加工品、それからギフト商品など嗜好性の高い商品の買え控え等により売上が減少しています。

レストランは前年比伸び率が65.3パーセント、2,557万円となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、レストランの利用客数の減少や営業スタイルの変更、座席数の制限など、感染対策を徹底しての営業となりまして売上が減少しております。

外販は前年比伸び率が55.0パーセント、531万円となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、イベント、販売フェア等の中止により売上が減少しています。

加工センターは前年比伸び率が78.9パーセント、1,277万円となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大、合わせて昨年の7月豪雨による影響で、取引先の多くが事業停止、休業、縮小を余儀なくされる状態が続き、取引に大きく影響しまして売上が減少しています。

次に、販売費及び一般管理費に関しては下の表になります。前年比較で主なものは、1段目の給料手当は314万円少なくなり5,165万円。これは退職職員の補充を行わなかったことにより、人件費が減少したためです。

4段目の雑給は917万円少なくなり229万円。これはアルバイトの削減により、賃金が減少したためです。

9段目の荷造運賃発送費は、131万円少なくなり1,623万円。これはJ P 梨カタログ販売などの商品の注文数が減少したことによるものです。

10段目の広告宣伝費は、316万円増えて890万円。これは町の新型コロナウイルス感染症対策事業の農産物PR販売促進事業の受託により増加したものです。

16段目の水道光熱費は218万円少なくなり1,024万円。これは新電力の料金値下げにより、電気料金が減少したものです。

販売費合計は下から8段目で、1億3,493万円になっています。

最終損益は7ページでも説明しましたが、一番下の623万円の赤字となっています。

以上、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 報告第2号、令和2年度氷川町繰越明許費繰越計算書

(一般会計) についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度氷川町繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおりご報告いたします。

1枚開けていただきまして、繰越計算書をご覧ください。令和2年度に議決いただきました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ほか7事業、翌年度繰越額合計2億1,616万7,000円です。

財源内訳としましては、未収入特定財源の国県支出金9,187万5,000円、地方債1億1,040万円、一般財源が1,389万2,000円となっております。

以上で、報告第2号についての説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長(星田達也君) 報告第3号、令和2年度氷川町繰越明許費繰越計算書(下水道事業特別会計)についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度繰越明許費繰越計算書(下水道事業特別会計)について別紙のとおり報告します。

1枚おめくりください。5款、公共下水道費、5項、公共下水道事業費、事業名公共下水道管路施設修繕改築事業及びマンホールポンプ更新事業につきまして、翌年度繰越額4,973万8,000円。財源内訳につきましては未収入特定財源としまして、国県支出金1,920万6,000円、地方債2,540万円、一般財源513万2,000円でございます。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

○議長(米村 洋君) 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長(増永光幸君) 承認第2号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月30日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し承認を求めものです。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

専決第1号、令和2年度氷川町一般会計補正予算(第13号)でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,643万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,717万6,000円とするものです。

7ページの歳出をご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、12節、委託料600万円は、ふるさと応援寄附金の寄附額増加に伴い支援業務委託料に不足が見込まれた

ため増額したものです。

85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金200万円は、歳入に計上しています、ふるさと氷川応援寄附金を基金に積み立てるものです。

15款、民生費、10項、児童福祉費、15目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金843万7,000円は、保育所の運営費補助金である保育施設給付費補助金が不足するため増額したものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。

6ページをご覧ください。80款、寄附金、5項、寄附金、5目、一般寄附金、5節、一般寄附金200万円は、ふるさと応援寄附金で寄附の増額が見込まれたため計上したものです。

以上が専決第1号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第13号）の内容でございます。緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものです。

これで、承認第2号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 税務課長、岩本博美さん。

○税務課長（岩本博美さん） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおりご報告し承認を求めます。

承認第3号の主な改正内容といたしましては、令和3年度の評価替えに伴う土地にかかります固定資産税の宅地及び農地の負担調整措置として、令和3年度から令和5年度までの3年間、価格の下落修正を行う措置等を延長するもの、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限りまして、負担調整措置等により税額が増加する土地につきまして、前年度の課税標準額に据え置く特別の措置を講ずるもの、また軽自動車税の環境性能割の税率を1パーセント軽減する臨時的軽減につきまして、適用期限を9カ月延長しまして、令和3年12月31日まで取得したものを対象とするもの、種別割におきまして講じております燃費性能等、優れた環境に良い軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、適用期限を2年延長するものなど、全て法律改正に伴うものでございます。

なお、税条例の改正内容は令和3年4月1日から施行する必要がありまして、地方税法等の一部を改正する法律が3月議会閉会后に国会において成立しました。改正法律が3月31日に公布され、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方

自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付専決処分したものでございます。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第25号、押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、行政手続きの見直しに伴い、申請書等への押印を廃止するため、関係条例を整備する必要があるため提案するものでございます。

改正内容につきましては、3枚目からの新旧対照表でご説明いたします。

第1条は、氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正でございます。指定管理者指定申請書の様式を改めるもので、申請者、代表者氏名欄の印を削除するものです。

続きまして、第2条は氷川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。第4条第4項を削り、その後の項を繰り上げます。また、第8条第5項中、「記載し提出者がこれに署名、押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改めるものです。

第3条は、氷川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございます。宣誓書の様式から氏名欄の印を削除するものです。

第4条は、氷川町議会委員会条例の一部改正でございます。

第29条第1項中「署名または記名、押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改めるものです。

附則で、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号、氷川町公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、氷川町が管理する公園に新たに整備した宮原防災公園を追加するため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表をご覧ください。第2条の表の野津防災公園の次に「名称、宮原防災公園、位置、氷川町宮原82番地」を追加するものです。

附則で、令和3年7月1日から施行することとしております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

次に、議案第27号、氷川町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、災害対策基本法の一部改正に伴い、引用する条ずれを改めるため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表をご覧ください。第1条中の「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改めるものです。

附則で、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第28号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等に伴い、第1号被保険者に係る介護保険料の減免期間が延長されたため、条例の一部を改正するものです。

3枚目の新旧対照表をお願いいたします。

第1条第1項中、令和3年3月31日を令和4年3月31日に改め、第1号以下、引用する関連法律等の改廃に伴う用語の整理を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第1条第1項及び次項の規定は令和3年4月1日から適用するものです。

これで、議案第28号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 議案第29号、氷川町地区公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町地区公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、施設の管理について下宮はまどん公園から宮原防災公園へ移管することに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

資料をめぐっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

第2条、設置のところで名称、下宮はまどん公園、位置、氷川町宮原82番地を削除し、早尾わいわい広場、それから桜ヶ丘友愛公園とするものでございます。

施行日につきましては、防災公園条例の設置と同じく、令和3年7月1日から施行するというようにしております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第30号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,414万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,711万3,000円とする補正予算です。

4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為補正です。ペーパーレス化を推進するため、例規管理業務を見直すもので、期間を令和4年度まで、限度額を421万2,000円とし、債務負担行為に追加するものです。

5ページをご覧ください。第3表、地方債補正です。農林水産業債を2,010万円に、土木債を7,040万円に限度額を変更するものです。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

11ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料226万6,000円は、ペーパーレス会議システムの維持費軽減のためにシステム構築内容を変更するものです。

12ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉費総務費、10節、需用費20万5,000円からページが変わりまして、次の13ページになります。18節、負担金補助及び交付金1,000万円までの計上分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために、子育て世帯生活支援特別給付金として児童一人当たり5万円を支給するもので、氷川町での対象者を200人と見込み、事業費の全額を国が負担するものです。

15目、保育所費、22節、償還金利子及び割引料179万5,000円は、令和元年度分の保育対策総合支援事業費、国庫補助金の返還金です。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、1節、報酬338万5,000円からページが変わりまして、次の14ページになります。13節、使用料

賃借料66万円までの計上分につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策に伴う会計年度任用職員等に係る経費の不足分と64歳以下のワクチン接種予約時の混雑解消のため、スマートフォン、パソコンから24時間受付できるオンライン予約システムの導入に係る費用を計上するものです。

15ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金104万円、攻めの園芸生産対策事業費補助金は、気象災害対策として自然災害に耐えうる施設の導入を推進するためのものです。露地野菜用の強化型単棟ハウスの導入費用の3分の1を県が補助するものです。25目、農地費、18節、負担金補助及び交付金262万5,000円、県営事業負担金は、竜北地区湛水防除事業に係る市町村負担金です。30款、商工費、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金340万7,000円、営業時間短縮要請協力金事業負担金は、熊本県が、まん延防止等重点措置の適用を受けたことに伴い、感染拡大防止対策として営業時間の短縮要請に応じていただいた飲食店に協力金を支給する事業の市町村負担金で、市町村ごとの協力金支給見込額の10分の1を負担するものです。事業は申請受付から交付まで県が主体となり実施するもので、町内の対象を28店舗見込んでおります。

16ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費の予算計上分につきましては、社会資本総合整備交付金事業であり、交付金の内示により計上するもので、14節、工事請負費1億1,000万円は、町道島地松本橋線道路改良事業工事他2路線の工事費で、21節、補償補填及び賠償金500万円は、14節、計上の3路線の工事に伴う電柱移設に伴う補償金です。

17ページをご覧ください。40款、消防費、5項、消防費、15目、消防施設費、17節、備品購入費134万2,000円、一般備品は夜間暗所での消防団活動を支援するための投光器1台の購入です。25目、災害対策費、12節、委託料22万5,000円は、現在整備中であります宮原防災公園の維持管理委託料9カ月分です。45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費の予算計上分は、国の学校保健特別対策事業による新型コロナウイルス感染症対策に係る町内小学校3校分の保健衛生用品の購入費用で、消耗品費で消毒用アルコールなど、一般備品で非接触型検温計などを購入するものです。

18ページをご覧ください。45款、教育費、15項、中学校費、5目、学校管理費の予算計上分の主なものは、先ほど小学校費でご説明いたしました学校保健特別対策事業と同様で、新型コロナウイルス感染症対策に係る保健衛生用品等の購入費用です。45款、教育費、20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、12節、委託料39万3,000円は、町指定文化財範囲等請求事件訴訟の判決に伴う控訴

に係る弁護士委託料です。

次に、歳入の主なものについて説明します。

8ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉費補助金1,105万円の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、子育て世帯生活支援特別交付金に係るもので、25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金6736万3,000円の防災安全社会資本整備交付金は、町道島地松本橋線道路改良工事他2路線の道路改良事業に係るものです。70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金104万円の攻めの園芸生産対策事業費補助金は、強化型単棟ハウス導入費用に係るものです。

9ページをご覧ください。95款、諸収入、20項、5目、5節、雑入のコミュニティ助成事業助成金100万円は、消防団用投光器購入に係るものです。

10ページをご覧ください。99款、5項、町債、15目、農林水産業債、15節、合併特例債240万円は、県営事業負担金の財源とし、20目、土木債、7節、公共事業等債4,100万円は、道路新設改良事業の財源とするものです。

19ページ、給与費明細書以降につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第30号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号につきましてご説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町宮原1176番地101

氏名 甲斐 貴裕

生年月日 昭和28年1月30日生まれでございます。

同氏は元氷川町役場職員で、在職中は企画課長、総務振興課長の職務経験もあり、同和問題や人権啓発等に精通をされております。現在は地区の区長として、地区コミュニティの醸成及び地区づくりの中心的役割を果たしておられます。

これらの経験や実践により、お互いの人格や個性を尊重し支え合うことの大切さを伝える人権擁護委員として活躍が期待できますので、候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものであります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

ここで10分間、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

承認第2号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 委員会が違いますので、審議できませんので、ここで聞きたいと思います。

専決をされたのは3月30日、企画費、ふるさと納税事業支援業務委託料が不足するということでしたが、もっと早く分かっていいのではないかなど、私は個人的には思ったんですね。なぜ、3月30日の計上になったのか。3月定例議会は9日から始まっていたと思います。だから、もう少しこの点、なぜこうなったのか。

それから、600万円追加するという事は、寄附金も相当、あと伸びるということとは考えられるんですか。その点をちょっとお聞かせください。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） ふるさと納税の収入金の見込みにつきましてですが、議会終了後、インターネット関係のふるさと納税が活発になりまして、いわゆる駆け付け納税といえますか、そういう状況が発生しまして、見込みが少し甘くなった部分がありました。それに合わせて、業務委託料が発生いたしますので、合わせて、その出分を含んで、専決処分をさせていただいたところです。

以上で、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 寄附があるということは、本町にとってはいいことですので、駆け付けだろうが何だろうが、多いにはよかったなというふうに思います。

当然のことながら、600万円が追加されるわけですので、それに見合った、今後それに伴って、ふるさと納税も増えるということによろしいですか。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 今、ふるさと納税がしっかり増えるように取り組んでおります。見込みより多い収入を考えております。しっかりふるさと納税に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○6番（吉川義雄君） はい、いいです。

- 議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。
次に、承認第3号について、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第25号について、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第26号について、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第27号について、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第28号について、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第29号について、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第30号について、質疑ありませんか。
吉川義雄君。
- 6番（吉川義雄君） ちょっといくつかあるんですが、まず、最初に11ページ、総務費、一般管理費で委託料として、ペーパーレス会議システム導入委託料が今回計上されています。当初予算にもありました。先ほどの説明では、システムを変更という話もありました。
経費削減につながるから、システムの変更というふうに理解したのですが、このペーパーレス会議システム導入というのは、3月議会に当初、提案されて、新しい一つの取り組みが行われるということだと思っていたのですが、あえてと言いますか、また追加してするのは、当初そういうところまで見込んでおられなかったのか。今後、事業を進めて、またペーパーレス関係の費用というのが増えてくるんじゃないかなと懸念するんですが、その点はどうでしょうか。一点、お伺いします。
- 議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） ペーパーレス会議システムでございますけれども、無線アクセスポイントをコンセントにつなぐだけでの機器で導入し、委託料を抑えるとともに自由にアクセスポイントの位置が変えられる利便性を重視することで計画しておりました。しかし、アクセスポイントの数に応じて、月々の回線利用料が必要であるため、今回、無線Wi-Fi機器に変更することにより、配線工事により導入費用は高くなりますが、その後の維持経費を削減することができるため、役務費の電話料を減額し、導入委託料を増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） これまでは、アクセスポイントを一つずつ、コンセントだったけれども、じゃあWi-Fiに変えるということで、庁舎一括してやるほうが経費が相当浮いてくるということではなかったですかね。改めてこれを追加するけど、前の分で減ってくる分があるということですね。と、理解していいですかね。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 今回、配線工事によりまして、今後の維持経費のほうで削減できるということで、組み替えをさせていただいているところでございます。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○6番（吉川義雄君） はい。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 委員会が違っていますので、該当しないところの3点をお尋ねしたいと思います。

まず、14ページのところでございますけれども、ワクチン接種の件です。こちらのほうは、私は八代北部医療センターでワクチンを5月31日に接種したのですが、それは電話で申し込みをしたところ、2日間頑張ったんですが、だめだったところ、防災無線でオンラインでできますよということで、それで予約ができるようになりました。

ご近所さんに話を聞いたところ、多い人で175回でやっと電話がつながりましたと。運が良かった人で一発目につながりましたという人もいたんですが、そのオンラインの費用というのは八代北部医療センターのほうでの費用で、なぜ早くやってくれなかったのかなと思った次第だったのですが、今回はこの予算計上としては、当初予算でこういったやってくれたならば、スピーディーにできたかもしれませんが、この委託料と55万円と66万円の121万円ですか。

この点は、町が集団接種をやるということで、64歳以下の人たちを対象にした

費用ということによろしいんですかね。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議員、お尋ねの件につきましてですけれども、今回、計上しております内容につきましては、町で集団接種を行う健康センターで行います分の予算の計上でございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 昨日、今日と、京都の人口の少ないところのニュースとか、今朝は唐津市のワクチン接種の情報がテレビで流れていたんですけども、氷川町の場合で、この64歳以下の受付による接種を行うスケジュールは見えていますか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 64歳以下につきましての予定でございますけれども、今月の下旬から接種に関する申し込みの発送を行います。それから、年代別に今回は、段階別に例えば10歳刻みとかですね、そういった形で予約を開始したいと思っております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） そうすると、年齢順での予約システムになっているということですね。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 基本的に年齢別でございます。今回、基礎疾患のほうが優先になりますので、それを問わず、基礎疾患の方が優先になる形になります。

○議長（米村 洋君） いいですか。西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） はい。議長、2点目、よろしいですか。

○議長（米村 洋君） いいですよ。

○1番（西尾正剛君） 9ページのほうで、ご説明をお願いしたいのですが、雑入のところで、町費補助金返還金ということで10万2,000円上がっております。これはどういった内容での返還金なのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） この件につきまして、令和2年度まで氷川町の食生活改善推進協議会というのがございました。県のほうから補助金が出るわけでございますけれども、コロナ等の関係によりまして事業が実施できなかった分の返還でございます。令和2年度分でございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 最後に、3点目でお願いいたしますが、16ページのところで、説明としては社交金のほうで内示が6,736万3,000円ありまして、地方債は土木債のほうで4,100万円の予算立てがされております。

この3本については、内示で計画書をあげているということで、この内示が来ているのでしょうかけれども、この3本の工事については、今、計画がなされている道路整備計画なのか。地区要望に基づくものなのか。それとも建設課のほうで行っているパトロールによるものなのか、お答えください。ご説明ください

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） まず、町道島地松本橋線でございますが、こちらは平成28年度にありました地区要望の路線でございます。

次に、町道北川反甫北鹿野線につきましては、道路整備基本計画に載せてあります10年以内に整備を完了する路線でございます。

その次の町道河原鹿島西網道線につきましては、同じく道路整備基本計画に載っております、平成30年に鹿島地区のほうから交差点の改良等の要望が出ております。

以上です。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○1番（西尾正剛君） はい。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 17ページで、一つお伺いします。40款、消防費、25目、災害対策費として、防災公園管理委託等がありますが、今後できる防災公園あと一つ計画がされていますが、全て管理は委託をしていくという方針でしょうか。確か町長の一般質問でだったかと思うのですが、そのような話がありましたか、そういうことでしょうか。

そして、委託の内容等については、どうされるのでしょうか。例えば今、野津防災公園もできましたが、何名かでされると思うのですが、その付近の契約をどのようにされるのかも併せてちょっとお聞かせください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 防災公園の委託でございますけれども、管理でございますが、町の公園ということになりますので、今後につきましても委託ということで考えております。

今回の宮原防災公園につきましては、宮原地区の有志の方で宮原防災公園管理組

合ということを設立していただくことになり、そちらのほうに管理をお願いする予定で計画しております。

以上でございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 確か、そういう方向で今後やっていきたいと思いますという話があったんですが、例えばその公園ができた地域ではなくて、今、言われたのでいけば、宮原全体で管理組合をつくってもらって、そこで維持管理をきちんとしてもらう契約を結ぶということですか。そこにできている区ではなくて、全体ですか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 宮原防災公園につきましては、まず下宮地区のほうにご相談させていただきました。そして、日頃から、その公園を使っている方々が管理組合を設立して管理をしていただくということになりましたので、宮原地区下宮ではなくて、宮原地区の有志の方ということで組織されております。

以上でございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） あとは委員会でたぶん審査されると思いますので、次にもう一つ、18ページ、5目、社会教育総務費委託料、弁護士委託料ですが、裁判だから着手金という形になるのかと思いますが、これまでもたくさんお金がいったんじゃないかと思うんですけども、裁判の見通しからしてどうなのか。裁判以外の方法はもう考えられないということで、するという事だろうと思いますが、見通しどうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、荒平健二君。

○生涯学習課長（荒平健二君） 生涯学習課から説明いたします。

見通しと、とりあえずこの補正予算で上げている分につきましては、弁護士報酬の着手金とその他に係る旅費及び収入印紙等の費用を計上させていただいております。

見通しとしましては、5月10日付で控訴をしておりますので、今から裁判のほうで福岡高裁にて進んでいくものと考えております。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 当事者は、私の目の前だから、いつも気になってはいるんですけど、しかし法に則ってやる以上は、きちんと決着つけてもらいたいなというふうに思っているわけですが、いろんな地元の人たちの情報をちょっと聞いているのですが、ここではちょっと裁判に係る関係でちょっと言えませんが、もうちょっと

しっかり現状が、その後どうなっているかをよく調べて、裁判をぜひやっていただきたいというふうに思います。

私はあの古墳の問題では、以前、周辺を削られたときに、そのときすぐ当時の教育長も含め教育課長にも、こういうことが起きていますよと、かなり以前、話したことがあるんですね。だから、いろんな知恵をしっかり絞ってやらないと、この前の結果は、私は町に大変不利だったなというふうに思っているんですね。だから、いろんなそういうのを、ただ弁護士にお願いするだけではなくて、調査もしっかりしてやっていただきたいと。でないと費用が、ますますかさむだけではないかなと、その点どうですか。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、荒平健二君。

○生涯学習課長（荒平健二君） また、弁護士さんと相談をしながら、内容を精査しまして、高等裁判所のほうにいろいろ意見のほうを申し上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（吉川義雄君） よろしくお願ひします。

○議長（米村 洋君） 教育長、ちょっとこの件に対して説明してください。

○教育長（太田篤洋君） この後の見込みはというようなお話でありましたけれども、先般、全員協議会でご説明を申し上げたとおり、町としてはこの控訴の問題、福岡高裁については、しっかりと町の主張を伝えてまいりたいというふうに思っております。

これまで行政とまた議員の皆さま方のしっかりした応援をいただきながらやってきておりますので、しっかりとうちの主張をですね、認めていただくように努力をしていきたいと思っています。

ただ、先ほどその地域の人たちが、いろんな考えを持っておられる方がおられると、その意見を聞いてみられたらいかがですかというようなご趣旨だったと思えますけれども、そのところは、また精査する必要もあるのかどうかも含めて、吉川議員さんのそういう情報を持っておられたら、お知らせいただきたいというふうに思ったところであります。

いずれにしろ、しっかりと対応していかなければならないと、そういう決意しております。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○6番（吉川義雄君） はい。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今の件は、委員会の中で、控訴の内容あたりも含めたところで、詳しくお伺いしたいと思いますが、今、担当課長の説明では着手金という説明もあったんですけども、判決の内容が町が望む判決ではなかったから控訴ということになったんでしょうけれども、弁護士を変えるつもりですか。変えるならば、この変えた場合、着手金が発生するんでしょうけれども、同じ弁護士で控訴の状況を考えているのか、新たな弁護士さんをお願いするのか、その点いかがでしょう。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、荒平健二君。

○生涯学習課長（荒平健二君） 弁護士を変えるつもりはありません。着手金といいますのは、以前、第一審のときには着手金をお支払いしているんですけども、それは第一審が終了するまでという契約になっております。

でありますので、今度から第二審が始まりますので、その着手金については別途必要になるということで、この金額が上がっているところになります。弁護士のほうはそのまま、第一審のときの弁護士の先生をそのままお願いする予定としております。

以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○1番（西尾正剛君） はい、ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号から議案第30号まで、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号から議案第30号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時23分